

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）公園の変更（広島市決定）（案）

広島圏都市計画公園中 2・2・336 号京口門公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	2・2・336	京口門公園	広島市中区八丁堀 3 番	約 0.11ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

別添、理由書のとおり

理 由 書

(都市計画公園中 2・2・336 号京口門公園の変更)

広島市では、「広島市都市計画マスタープラン」において、健康づくりや多様な人々の交流の促進、レクリエーションの場の提供、都市防災等の視点を踏まえて、計画的に公園緑地を整備することとしている。また、「広島しみどりの基本計画（2021-2030）」においても、地域の身近な憩いの場である街区公園の整備を進めるとともに、災害時の避難場所、避難路や救援活動の場となる公園緑地の整備を進めることとしている。

京口門公園は、広島平和記念都市建設法に基づき、国から広島市に土地が譲渡され、昭和 27 年に都市計画決定され、昭和 28 年に東部復興土地区画整理事業により整備した公園である。

開設当初は、周辺に高い建物はなく、周囲からの見通しが良い公園であったが、その後、高度経済成長期以降、隣接地の建替えが進み、周囲を高い建物に囲まれた結果、薄暗い閉鎖的な空間となり、防犯上の観点からの課題が生じるなど、現在、地域の身近な憩いの場として十分な利用がなされていない状況である。

こうした中、当該公園区域を含む広島八丁堀 3 番 7 番地区において、国内外からの高度人材、来訪者等の受入を促進するため、その受皿となる国際的かつ高次な教育・業務・居住機能の整備に併せ、国内外の多様な人々が集えるオープンスペースや交流機会の提供を行い、それらを相互に連携させることで、当地区を全体として調和のとれた国際交流機能を有する地区とすることを目的とした、第一種市街地再開発事業を実施することとなった。

これに伴い、施設建築物の更新とあわせて区域全体の配置を見直す中で、京口門公園を街区の角地に配置し、視認性を高め防犯面での課題を解消することなどにより、地域の身近な憩いの場として利用されることに加え、当該市街地再開発事業により新たに生み出されるオープンスペースとの一体的な利用により、国際交流や地域コミュニティの場として利用されるなど、公園のストック効果の向上を目的として、面積変更を伴わない公園区域の変更を行うものである。